

第4期 あまがさきし 地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

互いに尊重しつながりさえあい
安全・安心に
“ともにいきる”まち あまがさき

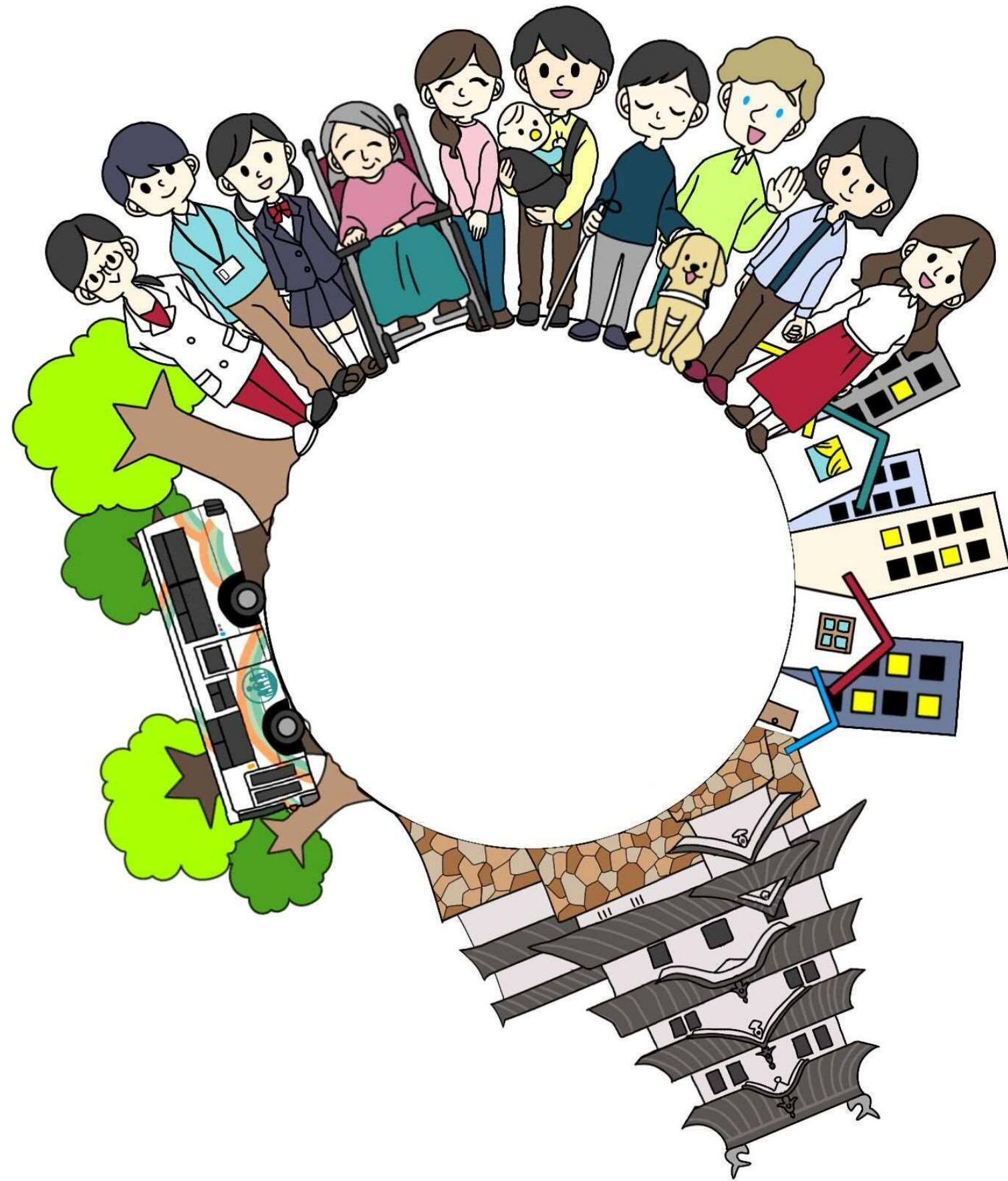
《基本理念の考え方》

昭和58年(1983年)に制定した「尼崎市民の福祉に関する条例」には、支援を必要とするかどうかにかかわらず、すべての市民がつながり、参画、協働し、支え合う地域社会を実現するといったソーシャルインクルージョンや、次の世代につなげていくといった持続可能なまちづくりにつながる考えが示されています。

また、平成28年(2016年)には市民、事業者、行政等が協力し、より良いまちをつくるためのまちづくりのルールを示す「尼崎市自治のまちづくり条例」が、令和2年(2020年)には一人ひとりがかけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重される、人権文化いきづくまちづくりを目的とする「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」が制定されました。

第4期「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念は、これらの条例等の考え方をふまえ、令和4年度～令和8年度までの5年間の計画の進むべき方向性を示すメッセージとして定めたものです。

ひと咲きロゴ



基本
目標

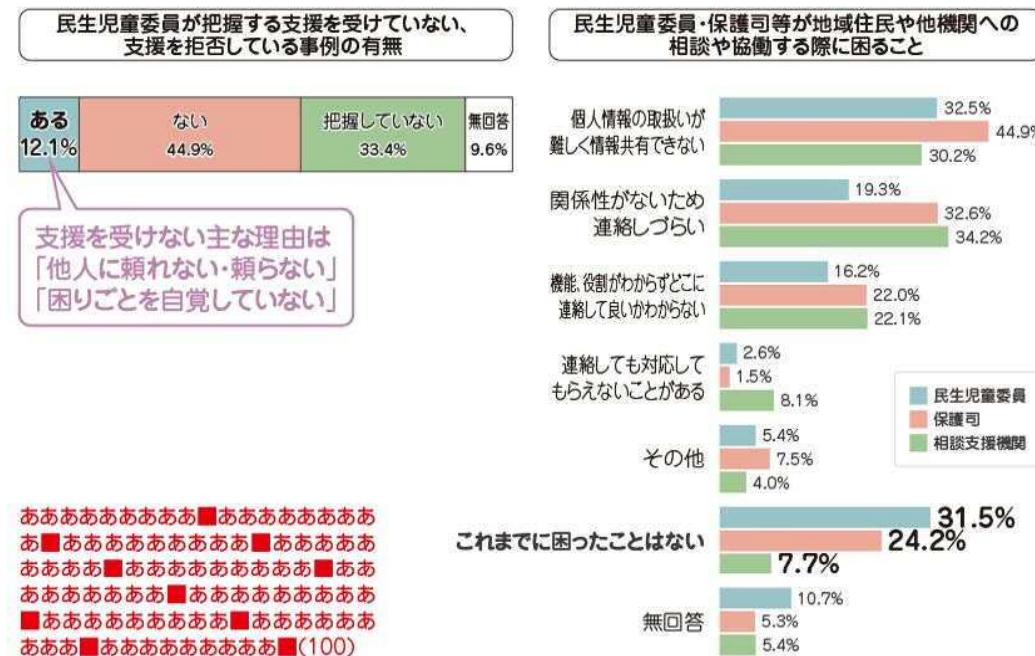
3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

地域で困りごとを抱え、支援の必要な人を早期に発見し、受け止めることで、困りごとが深刻になることを防ぐとともに、その人に必要な支援が受けられるよう、権利擁護を含めた公的な支援とともに、地域でのさまざまなさえあいの取組による重層的な支援に取り組みます。

1 包括的・総合的な相談支援の充実

自らSOSを出せないひきこもり状態にある人への支援や8050問題、非行や犯罪をした人の社会復帰など、一つの分野の制度や支援では十分に対応できない複雑・複合化した課題が増えてきており、これまで以上に、各分野間での連携が必要となっています。

課題を抱えた方に寄り添い、つながり続けることで課題が深刻になることを防ぐために、各分野の相談支援機関が連携し課題を受け止め、さまざまな施策や地域のさえあい活動を一体的に提供できる支援体制の構築を進めます。



取組・方向性

- 複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。
- 既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成
- 支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実
- 多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり
- 社会福祉法に位置付けられた本人同意がなくても支援関係者間での支援に必要な情報共有を可能とする「支援会議」等の効率的・効果的な実施
- 生活困窮者の支援体制を確保し、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、市社協や支援機関と連携しながら、迅速かつ適切な支援に努める。
- 福祉的な課題を抱え犯罪や非行をした人の立ち直りを支援するために、刑事司法機関(保護観察所等)や地域生活定着支援センター等と連携し、特性に応じた支援や非行防止等の取組を進める。
- 市社協と連携し、見守り等の地域のさえあい活動につなぐなど、長期的、継続的な伴走支援を行う。
- 居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対して必要な居住支援情報の提供を行う。

就労・学習支援の充実

- 関係機関と連携して、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。
- 発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関と情報共有・連携強化を進める。

相談支援を担う人材の育成

- 地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組むために、南北保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。

支援会議におけるケース検討数

(仮称)重層的支援推進課を設置することにより、複雑・複合化したケースの支援体制を検討するための支援会議の充実を図る。年60件(5件/月)

令和2年度
2件 → 令和8年度には
60件

支援において「スムーズに連携できている」と回答した支援関係者等の割合

民生児童委員や保護司、相談支援機関が、複雑・複合化した課題を抱えた世帯を他の支援機関や地域住民と連携し支援するときに、「困ったことはない」と回答した支援関係者等の割合を増やすことを目指します。

令和2年度
民生児童委員:31.5%
保護司:24.2%
相談支援機関:7.7% → 令和8年度には
50%

成年後見制度利用にあたり、申立てから決定までに時間がかかると考えている福祉事業者の割合

成年後見制度利用の市長申立から決定までの期間を短縮する取組を推進することで、「時間がかかる」と回答した福祉事業者を減らすことを目指します。

令和2年度
43.6% → 令和8年度には
22%

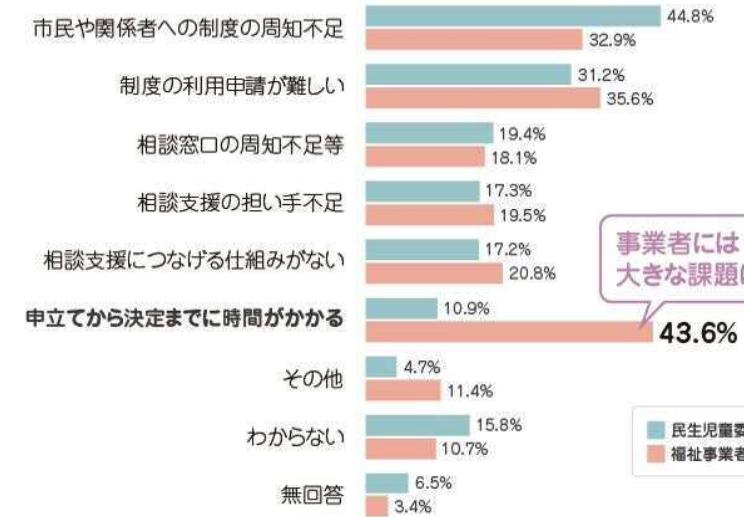
2 権利擁護の推進

高齢化の進展により、認知症や障害などの理由で意思決定に困難を抱える人が増えることが予想されるなかで、本人の意思決定を尊重した権利擁護支援の充実が課題となっています。

成年後見等支援センターを中核機関として位置付け、自分らしく生きていくための力を高める権利擁護支援をより一層進めます。

また、人権侵害の防止や差別解消に向けた支援体制の充実、連携強化にも取り組みます。

成年後見制度の利用における課題



事業者には大きな課題に

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネート機能の充実や複雑・複合化した課題解決に向けた関係機関との連携の強化に取り組む。
- 成年後見等支援センター運営委員会等により、「家庭裁判所への申立前から後見人候補者を選任する受任調整」「後見人候補者の段階からの支援参加」による市長申立から決定までの期間短縮や支援者の負担軽減等の運用改善に向けて協議、検討を行う。
- ICTを活用した養成研修や未活動の養成研修修了者等に対する知識・スキル向上に資する支援、市民後見人の必要経費の支弁等の検討を行い、さらなる市民後見人の養成等に取り組む。
- 市社協や地域振興センター、教育委員会と連携し、市民向けの全市的なフォーラムの開催や各種研修会等での説明、各種関係機関からの啓発チラシの配付、SNSを活用した広報等、成年後見制度の周知に向けた啓発や情報提供を行う。

人権侵害防止や差別解消の推進

- 市が把握した人権侵害や差別事象については、課題的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。
- 「子どものための権利擁護委員会」を設置し、子どもの権利に関する救済や相談を受け付け、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行い、制度の改善等が必要な場合は、関係機関等に対して提言等を行う。
- 地域での課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者が、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。(再掲)

指導監査の充実

- 引き続き、適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。

市長申立案件における受任調整の実施割合

市長申立案件において、専門職後見人も含めた全ての案件で受任調整を実施します。

令和2年度
15.8% → 令和8年度には
100%